

# 宮城町村会だより

8-9

Aug.-Sep. 2017

Vol.480

発行日/平成 29 年 9 月 13 日 編集・発行/宮城県町村会  
〒 980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館内) TEL 022-221-9201 E-mail: mchoson@poplar.ocn.ne.jp



町村会のうごき

連載【まちづくりの法律相談⑤】

**学校における「いじめ問題」の法的考察 ③**

よくわかる地方自治 Q&A

**歳入歳出外現金について**

連続講義【自治体のあり方 人材育成と組織風土改革の視点から】

**背中から学べる人**

## 経験を生かして



大友 康弘

利府町上下水道課

私は平成22年度に採用され、そしてその年度末に東日本大震災を経験しました。未曾有の大災害に新人職員として、先輩方の迅速な対応を目の当たりにし、一方で自分は何の経験もなく何の役にも立てずとも歯がゆい思いをしたことを今でも覚えています。

当初配属された部署は商工・観光部門であり、震災被害による中小企業の融資を主に担当しました。自身の会社や取引先の被害により、事業が立ち行かなくなっている方々が窓口に来られ、切実な相談をされることが多くありました。また、当時さまざまな支援制度、融資制度が国や県において創設されましたが情報を得ることができず、また自分が対象となるかも分からず「とにかく役場に行けば」とすぐる思いで来庁される方もいらつしゃいました。その中で自分なりに心がけたのが迅速に対応すること、情報を提供すること、また、町で出来ること出来ないことを早く伝えることでした。

現在は上下水道課へ異動し、主に

上水道の維持管理を担当しています。安全、安心な水道水を、安定して供給することを目標に業務を行っています。漏水等によりやむなく断水となる場合があります。その際も断水時間を短くするために迅速な対応と、断水等の情報も早く提供することを心がけています。

最近、地震のみならず各地で風水害等の災害が多く発生しています。もし、今後災害が発生した場合、今の自分はある時の先輩方のような対応ができるか考えるとまだまだ未熟だと思えますが、今までの経験と先輩方の教えを生かした対応をしたと思います。

最後になりますが、今年、利府町の町制施行50周年の節目の年になります。50年の長い月日により町の形態はすっかり変わりましたが、変わらない「住みやすい街づくり」という行政職員の目標に向けて、先輩方に支えられながらですが、自分も両親も生まれ育ったこの町の発展の一助になれるよう業務に励んでいきたいと思えます。

Laville [ラ・ビル]  
宮城町村会だより

Aug.-Sep. 2017  
Vol.480

8-9



みやぎ村田町蔵の陶器市  
(村田町)

【風の景色】

今年で第17回を迎える「みやぎ村田町蔵の陶器市」は、10月20日(金)から3日間、蔵の町並みにて開催されます。県内外から陶芸家が集まり、「みちのく宮城の小京都 村田」の象徴である豪勢な店蔵などを利用し、芸術作品が一堂に集結して展示販売を行います。また夕暮れになると常夜灯が灯され、昼間とは違った幻想的な雰囲気を感じ出します。

写真・文 提供 村田町総務課

## CONTENTS

2 HumanMessage ヒューマン・メッセージ  
利府町上下水道課 大友 康弘

4 町村会のうごき  
国への要望説明会、北海道・東北六県町村会協議会、町村長海外調査(韓国)、町村長視察研修、「九州北部豪雨」災害支援、町村長会議、市町村職員採用試験

6 【まちづくりの法律相談】第85回  
学校における「いじめ問題」の法的考察 ③  
弁護士 佐藤 裕一

8 【よくわかる地方自治 Q&A】  
歳入歳出外現金について  
宮城県総務部市町村課行政第一班

10 【連続講義】自治体のあり方  
人材育成と組織風土改革の視点から  
背中から学べる人  
一般社団法人公共経営支援協会 代表理事 坂口 正治

12 町村会からのお知らせ  
町村会日誌・共済事業アレコレ  
町村会の予定10-11月・編集室

## 国会、政府・与党に要請／意見交換

県町村会は、7月12日、東京都（ホテルニューオータニ）において「平成30年度政府予算編成並びに施策に関する要望」「東日本大震災に関する要望」説明会を開催しました。

要望事項は、先の町村長会議（6月27日）において決定されたもので、政務委員会（総

務建設・産業経済・厚生文教）各部長より発言、出席の国会議員等に説明、意見を交わしました。

また、翌13日は、復興庁ほか関係省庁、自民党本部においてその内容を説明し、要望書を手渡しました。



意見交換会—冒頭、開会あいさつに立つ村上会長（蔵王町長）



意見交換会—宮城県関係の国会議員等を囲み、地域の課題等を議論



自由民主党—細田総務会長に町村の振興、震災からの復興等を要請

### 【要望項目】

「1」町村財政基盤の強化「2」地方創生の推進「3」地域連携事業（自治体間連携事業）の推進「4」総合防災対策事業の整備促進「5」情報化施策の強化推進「6」陸上自衛隊演習場周辺対策事業の促進「7」拉致事件に関する特定失踪者の真相究明「8」公的年金特別徴収に係る対象者情報の早期提供「9」東北放射光施設の整備「10」再生可能エネルギーによる地域振興推進「11」水素社会の促進「12」道路・河川等・ダム及び生活環境等の整備「13」公共交通網の充実強化「14」農業対策の充実強化「15」森林・林業対策の推進「16」水産業対策の充実「17」産業振興対策の推進「18」広域観光の充実の支援「19」障害者保健福祉施策の充実強化「20」国民健康保険制度の抜本的改革「21」後期高齢者医療制度について「22」介護保険制度の改革「23」子育て支援対策の推進「24」地域保健医療対策の推進「25」ワークライフバランスの推進「26」生活保護に係る級地区分の見直し「27」学校教育の充実に対する財政措置等「28」特別名勝「松島」保護指定区域の見直し

### 【東日本大震災の関係】

「1」復旧・復興対策に要する財政措置等「2」被災者の生活再建「3」被災自治体への支援「4」地域産業の復興支援「5」復興支援としての社会資本整備等の促進「6」安全・安心な学校教育の確保「7」原子力災害対策

北海道・東北六県町村会協議会

内閣府ほか関係省庁に要請

7月28日、北海道・東北六県の町村会長が菅内閣官房長官に面談（内閣府）したほか、関係省庁を訪ね、共通する課題の解決に向け要望。本県の村上会長は、特に東日本大震災からの復興にふれ（復興庁）、特例的な財政の支援、応援職員の派遣等を要請しました。

町村長海外調査（韓国）

訪日旅行ニーズ／震災の影響をどう



県町村会は、7月17日（～20日）、宮城県と中国吉林省との友好県省締結30周年記念行事への出席にあわせ、韓国の行政事情等を調査しました。調査には村上会長はじめ代表5町長が参加。現地の日本大使館や日本政府観光局において、主として訪日旅行に対する韓国内の反応、風評被害の実情等を調査しました。

町村長視察研修

富士河口湖町の観光施策をみる

7月11日（～12日）、山梨県富士河口湖町（渡辺喜久男町長）を視察。会場の富士河口湖町役場において、町が進める①子育て・教育施策、②町外からの移住者に対するサポート体制、③観光まちづくり（「西湖いやしの里根場」



Ⅱ 集団移転跡地を利用した旧集落の復元、インバウンド観光での海外セールス・プロモーション等）について説明を受けたほか、富士山世界遺産センターにおいて環境保護への取り組み等を視察しました。

「九州北部豪雨」災害支援

福岡県町村会に見舞金を贈呈

七月の豪雨で甚大な被害が発生した「九州北部豪雨」災害にあたり、本会より見舞金30万円による支援を決め、7月27日、村上会長より永原・福岡県町村会長に目録を贈りました。

町村長会議

平成28年度決算の認定／県知事選挙への対応を協議

▽6月27日、県自治会館において町村長会議を開催。平成28年度会務報告の後、①平成28年度一般会計歳入歳出決算、②平成28年度公有物件共済事業特別会計収支決算、③平成28年度全国町村職員生活協同組合宮城県支部会計歳入歳出決算を承認したほか、政務委員会より委任された平成30年度政府予算編成並びに施策に関する要望（案）等を協議、決定しました。

▽8月9日、県自治会館において町村長会議を開催。任期満了に伴う今秋の県知事選挙に関し、県町村会としての対応を協議。現・村井県知事の推薦を決めました。

市町村職員採用試験

二二団体の募集に五五〇名受験

7月23日、仙台市（江陽グランドホテル）ほか県内数カ所を会場に市町村職員採用試験を実施。二市一七町村二組合等の募集に対し、あわせて五五〇名が試験に臨みました。試験は行政や建築、土木、保健師、保育士、幼稚園教諭など、各団体、職種ごとに行われます。

**相談者（Aさん）** 前回お話し頂いたように、大津中二いじめ自殺事件がきっかけとなって、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」といいます）が制定されたことになるのですね。

**弁護士** この推進法は、平成二五年六月二八日に公布されました。大津中二事件に代表されるようないじめによる自殺事件が大きく報道され、こうした悲劇を繰り返さないという強い思いから、いじめを定義し、防止に向けた国や自治体、学校などの責務を明確化した法律です。

**Aさん** 推進法において、いじめはどのように定義づけられたのですか。

**弁護士** 二条はいじめを次のように定義しています。「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**Aさん** この定義付けのポイントはどこにあるのですか。

**弁護士** 「児童等が心身の苦痛を感じているもの」というように被害者の主観面を要件にした点がポイントです。被害者の立場に立っていじめ問題を考えるという視点を打ち出し

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第85回

# 学校における「いじめ問題」の法的考察 3

たものと評価されています。

**Aさん** 心理的又は物理的な影響を与える行為というように、心理的なものが先に記載されているのはどうしてですか。

**弁護士** 殴る蹴るといった暴力を伴ういじめは古典的に従来からあったわけですが、仲間はずれや集団による無視といった陰湿ともい

うべき心理的ないじめがむしろ増えてきて問題視されています。嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりするというこどもしばしば見られます。もつとも、こうした心理的ないじめの陰には暴力的ないじめがあり、両者が相乗的に作用していると考えられます。

**Aさん** インターネットを通じたいじめというのも現代的ですね。

**弁護士** 携帯電話やスマートフォンは通信技術の発達とともに社会や人間関係を大きく変えました。そしてそれが児童の間でも、いじめのツールとしての大きな意味を持つようになったのです。ラインやツイッターといったSNSは文章や写真を拡散できる機能を有していますが、これらを使用して誹謗中傷を拡散するといった形や、SNSから排除して仲間はずれにするいじめが目立ちます。推進法一九条はこの新しい形のいじめを重く見て、行政や学校がきちんと対応できることを要請しています。

**Aさん** 推進法はいじめをどのようにして防止しようとしているのかを教えてください。

**弁護士** まずは、いじめ防止基本方針の策定をあげることができます。推進法 一条から一三条にかけては、国、地方自治体、学校のそれぞれに対して、いじめ防止基本方針を定めることを求めています。国や地方自治体の

策定する基本方針は一般的なものを網羅的に定める例が多いのですが、学校の策定するものは、その実情に応じた具体的なものが求められます。例えば、宮城県は平成二五年一二月にいじめ防止基本方針を策定しました。ここでは、推進法のいじめの定義を前提として、いじめを理解することから始めるとして、いじめの防止に関する基本的考え方として次の五点をあげています。①いじめの防止、②いじめの早期発見、③いじめへの対処、④地域や家庭との連携、⑤関係機関との連携。

**Aさん** そうした基本理念を定めることはとても大切だと思いますが、現実にいじめに対応する組織作り等はどうなっているのでしょうか。

**弁護士** 推進法は、基本理念を定めるだけでなく、いじめを防止する組織についても定めています。その一つが、地方自治体に置かれるいじめ問題対策連絡協議会です（一四条一項）。これはいじめの防止等を学校だけに担わせるのはもはや限界であるとの認識から、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される協議会を置くことにしたのです。その他の関係者には弁護士も含まれると考えられています。これらの関係機関が、福祉、人権、刑事といったそれぞれの立場からいじめ問題について連携して複合的な対応をすることが目的です。二つ目は教育委員会



に設置される第三者機関です（一四条三項）。この第三者機関は、教育委員会の諮問に応じていじめ防止の対策等を審議するほか、現実のいじめ事案についても、調査や調整を行うことが期待されています。三つ目は各学校に設置されるいじめ防止等対策組織です（二二条）。これは学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うためのものです。この組織は、当該学校の複数の教員という内部の人材だけでなく、心理、福祉等に関す

る専門的な知識を有する外部の人材もメンバーに加えることが想定されています。  
**Aさん** 今のお話したと、地方自治体と教育委員会と学校に、それぞれいじめ防止の組織を置くということですね。まずは、現場である学校での外部の心理、福祉等に関する人材というのは具体的にはどのような方になりますか。

**弁護士** 児童の臨床心理に関して専門的な知識を有しているスクールカウンセラーや児童一人一人のニーズに応じて支援を行う社会福祉分野において援助するスクールソーシャルワーカー等が予定されています。また、児童福祉や学校問題に精通している弁護士も適任でしょう。

**Aさん** 教育委員会に設置される第三者委員会の第三者はどのようにして選任されるのですか。

**弁護士** いじめを受けた児童等や保護者の意見にも配慮して、公平性・中立性が確保されるような専門的知見を有する人材を選任するわけですので、大学や弁護士会などに推薦依頼する例も多いようです。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員



### (2) 見舞金と寄附金について

自然災害の被災地に対して各地から見舞金が寄せられる例は多くありますが、高齢者を対象として寄せられる寄附金を歳入歳出外現金として保管できるかが問題となります。

寄附者は、敬老の日にあたり不自由な生活を強いられている被災地の高齢者に対して少しでも役に立てば良いという意向で寄附をしたと考えられ、地方自治法施行規則第12条の5第2号の「災害により被害を受けた者に対する見舞金」のようにも見受けられますが、X町内で被災地となった地域が一定の区域に限られており、高齢者の一部が被災者であるような場合には、当該寄附金を「災害により被害を受けた者に対する見舞金」であると解釈することは困難であると言わざるを得ません。

また、他の法律又は政令にも設問のような高齢者に対する寄附を地方公共団体が保管するという規定はありません。

したがって、高齢者の一部が被災者であるのに、町内の高齢者全員に人数割りで祝金を贈る場合には、歳入歳出外現金として会計管理者が保管し支出することは不可能であり、町の歳入歳出予算に一度計上した上で町の事業として支出する手続きを取る必要があると考えられます。

また、歳入歳出外現金の出納及び保管については、歳計現金の例によることとされており、現金を区別する必要はあっても出納の事務処理は全く同じであり、一般私人と同様に現金で管理することがないよう留意する必要があります。

なお、単に用途を指定した寄附ではなく、「違う用途に活用した場合は返還を求める」といった自治体の負担が伴う一定の条件が付された負担付き寄附の場合は、法第96条の議会の議決が必要となりますので注意が必要です。

宮城県総務部市町村課行政第一班

**Q.** 歳入歳出外現金について教えてください。河川の氾濫により、周辺住民の多くが不自由な生活を強いられているX町に対して、敬老の日を前に全国各地から高齢者のために役立ててほしいと寄附金が寄せられました。この寄附金を会計管理者が歳入歳出外現金として保管し、敬老の日には町内在住の高齢者に人数割りにした祝金を贈ることは可能でしょうか？

**A.** (1) 歳入歳出外現金について  
地方自治法（以下、「法」という。）第210条において、「一 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定されており、これを総計予算主義の原則といえます。

一方、普通地方公共団体においては、納税の猶予に伴う担保などのように債権の担保として徴収するものや、入札保証金などのように普通地方公共団体の占有には属するが、その所有権自体は、当該地方公共団体以外の者に属する現金等があります。

こうした現金等については、普通地方公共団体が責任を持って現金の保管に当たる趣旨から総計予算主義の例外として、法第235条の4第2項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によ

るのでなければ、これを保管することができない」と規定されています。この現金等を歳入歳出外現金といいます。

歳入歳出外現金を保管することが可能であるのは、「債権の担保として徴する」場合と、「法律又は政令の規定による」場合に限られ、「債権の担保として徴する」ものの例としては、指定金融機関の提供する担保、財産売払代金の延納の特約に係る担保等があります。

他方で、「法律又は政令の規定による」ものの例としては、共済掛金や特別徴収の住民税、地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券等があるほか、地方自治法施行令第168条の7第1項及び地方自治法施行規則第12条の5第2号の規定により、災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券についてもこれに該当します。

# 背中から学べる人

**本** 講座は、東日本大震災の被災を機に、自治体本来のあり方を人材育成と組織風土改革の視点から検討している。

公務に携わる人全般、特にその中で上に立つ人の思いと行いは、住民や職場のメンバー等、まわりの人々にかんがりの影響が及ぶ。そのため、古から為政者は公務を預かる人、特に上に立つ人としての在り方について、組織内の認識と実行の共有に心を砕いた。

その方法はいくつかあるが、規範（根本的な存在意義と役割、それに基いた心得と行い）を定め、それを何度も復唱し、実行し、振り返り、また実行することで浸透させるという方法が多い。その例として、聖徳太子の憲法十七条が有名だが、今回は江戸時代末期に書かれた佐藤一斎先生（安永元年…1772年～安政六年…1859年）の『重職心得箇条』に触れたい。

佐藤一斎先生は、美濃国岩村藩儒学者で、天保十二年（1841年）には、昌平黌（幕

府直轄の学問所）の儒官（総長）になられ、各藩から選抜された藩士の教育にあたられた。門下は山田方谷先生、佐久間象山先生、渡辺華山先生、横井小楠先生などである。『重職心得箇条』は、岩村藩のその当時と未来の重職のために書かれたものだ。幕末以降も、各界の指導者に大きな影響を与えた書物である。なお、本稿は安岡正篤先生『佐藤一斎「重職心得箇条」を読む』（致知出版、一九九五年）による。

その第一条は、公務を預かる人全般、特に上に立つ人の人物像について触れている。それを抜粋すると、「重職と申すは、家国の大事を取計べき職にして、此重の字を取り失ひ、軽々しくはあしく候。大事に油断ありては、其職を得ずと申すべく候。先づ挙動言語より厚重にいたし、威厳を養ふべし。重職は君に代るべき大臣なれば、大臣重ふして百事挙るべく、物を鎮定する所ありて、人心しつむべし……」。又小事に区々たれば、大事に手抜あるもの、瑣末を省く時は、自然と大事抜

目あるべからず……」とある。

この条文の解説で安岡正篤先生は、古から言われている上に立つ人物像を優れた順に第一から第三まで紹介している。第一は、深沈厚重（しんちんこうじゅう）であり、深みや厚みがあつて落ち着いている人物である。第二は、磊落豪雄（らいらくこうゆう）であり、線が太く、貫禄がある人物のことである。第三に、聡明才弁（そうめいさいべん）であり、頭・手際がよく、弁も立つ人物のことだ。

ほとんどの方は、三番目の聡明才弁の人こそが上に立つ人の第一の理想像と思われたことであろう。しかし、このような人は、プレイヤーとしては優秀であるが、上に立つ器量度量を持つまでには至っていない。その人が威圧的にきりきりと周りの人々に接しているようでは、周りの人々は委縮し「元氣・やる気をなくしてしまつたらう」。

公務を預かる人全般、特にその中で上に立つ人は、自分が社会においていかに重要な立場にあり、役割を果たすべきか、日々思いと行いを新たにすることが基本である。その立場・役割とは、一人ひとりが生き生きとし、お互いを大切にしよう社会を築くことである。特に、公務を預かる人全般の立場・役割がそれそのものだということは、前年度の拙稿で日本国憲法、地方自治法、地方公務員法から確認したところだ。その基本を心底理

解していれば、威圧的にきりきりした態度などできないはずである。自らの職場の内外では、いろいろな人々といろいろな関係がある。周りに生かされていることを感謝し、周りの人々の事情をよく汲み、その人々が生き生きとできるように、慈しみを持つて接することが根本である。もちろん、自分勝手に、自らの立場・役割を弁えず、周りに悪い影響を及ぼす人には、慈しみから来る本来の峻厳な姿勢で臨むことも大切だ。慈しみも本来の峻厳さも、すべては自らの立場・役割の重要性を自覚し、周りの如何なる人々にも敬意を持つことから始まる。自分は他より優れており、他は自分に従うべきだという驕りが意識・無意識の中にあれば、慈しみも本来の峻厳さもなく、一番目の上に立つ人としての器量・度量は持てないだろう。

話を自治体以外の業界で筆者が体験したことに変える。自治体の中でも感心することが多いが、飲食業や理美容、工場、伝統工芸の製作所、寺社、芸能など様々な業界の現場でたくさん学びがある。あるお店の二十代前半のスタッフは、筆者に次のように熱く語りかけてきた。「学んだことを成長につなげ、お客さまのためにになりたいです。このお客さまにはああして差し上げたい、あのお客さまにはああして差し上げたいと考えて実際にやっています。毎日ワクワクしています。そ

んなワクワクを四十、五十、六十になっても、持ち続ける自分でいたいのです」。どうしてそう思うのかと尋ねてみると「三歳の甥っ子がその母親にどうしてと何度も聞いている様子を見て、いろいろなことにワクワクして純粹に生きることの大切さを学びました。店長は、毎日とても忙しいのに、お客さまごとにちよつとしたことでも新しい提案をしています。その姿を見て、店長は毎日ワクワクしながらお客さまのためにチャレンジしている。僕もがんばらなくてはと、店長の背中から刺激を受けています」と返してくる。節義という言葉がある。志を変えず、人としての正しい道をかたく守り、発展させることだ。この若きスタッフは、自らの立場・役割をお店全員が共有すべき根本から理解し、それを実現しようとする志にして、日々お客様、お店、自分のために成長している。上に立つ人が先述の人物の第一歩に一步でも近づけば、その人がいるだけで周りも落着き、その背中から学び成長する人たちが出て、組織が活性化される。

地方公務員法の改定により、全国の自治体では人事評価に取り組んでいる。法の趣旨・規定を踏まえて、各自自治体でその仕組みや運用は異なつてよい。平成十二年の地方分権一括法施行以来、各自自治体は国・県・市町村共に対等となり、自治体は国に対して法令解釈

権を有する。しかし、現在は人事評価がその自治体独自の人材育成や組織活性化に結び付いているというより、国のモデルに合っているか、ボーナスに反映しているかなどの型に重きを置いて残念なことだ。これでは、第二番の人物、まして第一番の人物は生まれにくい、先の店長と若きスタッフのような、上司・部下の関係にはならない。第三番の人物ばかりが重用されるようでは、後続も皆それに倣い、威圧的にきりきりとした組織風土となる。それは、住民にとって迷惑なことであり、その自治体の社会の先も危うい。人・組織の危機であることをよく認識して、人事評価も本質的な活用することが肝要である。人事評価を導入して人材育成、組織活性化が成るわけではない。古から今に至る人・組織の根本を学び、今に活かす創造チャレンジする気概が組織全体にあつて初めて成る。その鍵は、背中から学べる人がどれほどいるかである。



《執筆》 坂口 正治 (さかぐち まさはる)

一般社団法人公共経営支援協会代表理事、福島県伊達市市政アドバイザー、岡山県高梁市行政経営アドバイザー、長野県高森町行政経営アドバイザー



# 町村会からのお知らせ



## 町村会日誌

### 6月

▼1日 消防実務・事務担当者研修 (仙台市パレス宮城野)

▼2日

災害共済関係事業担当者会議 (県自治会館)

▼9日

人事行政関係研修 (県自治会館)

▼13日

県町村会監事会 (県自治会館)

▼16日

全国町村会・正副会長会、理事会 (全国町村会館) 村上台長出席

▼27日

正副会長会議、町村長会議 (県自治会館)

▼28日

自動車事故処理研修会 (県自治会館)

自治会館)

▼29日(～30日) 北海道東北六県町村会協議会・会長会議 (秋田県男鹿市) 村上台長出席

### 7月

▼4日 消防組合監査 (県自治会館)

▼6日

全国町村会・正副会長会、理事会 (全国町村会館) 村上台長出席

▼11日(～12日)

町村長視察研修 (山梨県富士河口湖町)

▼11日

平成29年度宮城県軽自動車等運営協議会・役員会、総会 (仙台市役所)

▼12日

平成30年度政府予算編成並び施策に関する要望等説明会 (東京都ホテルニューオータニ)

▼13日

政府要望実行運動 (東京都復興庁ほか)

## 町村会の予定10-11月

- 10月1日(日) 七ヶ宿町町制施行60周年記念式典
- 10月2日(月) 消防組合議会
- 10月4日(水) 政務委員会
- 10月12日(木) 正副会長会議、町村長会議
- 10月17日(火) 農業農村政策研修
- 10月26日(木)～27日(金) 優良先進地視察研修
- 10月30日(月) 法令外負担金適正化会議
- 11月7日(金) 県知事、県議会議長への要望、県要望に関する意見交換会
- 11月8日(金) 税務担当課長研修
- 11月15日(水)～17日(金) 町村長国内調査
- 11月29日(水) 全国町村長大会
- 11月29日(水) 町村長中央研修、県知事・県議会議長・国会議員との意見交換会

## 共済事業



### 個人年金共済

～財産形成や老後の生活資金確保に、個人年金を上手に活用しましょう!

個人年金共済(拠出型企業年金共済保険)は、公的年金だけでは老後が不安だと思われる方、近い将来のための蓄えとしたいと考えている方のための保険で、2種類のコースが設定されています。

#### 1 税制適格コース

加入資格は、掛金払込予定期間が10年以上ある方です。

保険料は、所得税控除の「個人年金保険料控除」の対象となります。

#### 2 一般コース

加入資格は、掛金払込予定期間が1年以上ある方です。

保険料は、所得税控除の「一般生命保険料控除」の対象となります。

※「税制適格コース」は老後の生活資金確保のため、「一般コース」は近い将来のための蓄えとして、ご利用いただくことをお勧めします。

※掛金は、月払1口2,000円以上、ボーナス払1口10,000円以上で、それぞれ自由に設定することができます。(ボーナス払のみでの加入はできません) 保険掛金から1%の制度運営費が控除されますが、年予定利率1.25%に平成27年度実績では、0.73%が配当金として加算されました。

詳しいお問い合わせは、団体担当者または下記までご連絡ください。

宮城県町村会事業推進課 TEL 022-221-9203

▼17日(～20日) 「宮城県・中国吉林省との友好県省締結30周年」町村会友好訪問及び町村長海外調査

▼23日

市町村職員採用統一試験 (県自治会館ほか)

▼27日

全国町村会・正副会長会、理事会(全国町村会館)村上台長出席

▼28日

北海道東北六県町村会協議会・要請活動(東京都内閣府ほか) 村上台長出席

## 編集室



色づく稲の穂に、秋の訪れを思うこの頃です。

今号の町村会のごきは、去る七月の国会、中央省庁への要請、要望説明会の概要を中心にお知らせしました。

朝夕寒暖の差も大きくなる季節、ご健康お祈りいたします。